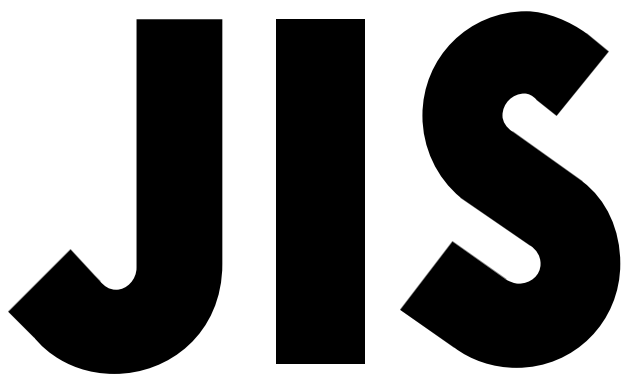




# 環境条件の分類－第 3-1 部：環境パラメータ 及びその厳しさのグループ別分類－保管条件

JIS C 60721-3-1 : 2022  
(IEC 60721-3-1 : 2018)  
(JSA)

令和 4 年 8 月 22 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電気分野産業標準作成委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                               |
|-------|---------|----------------------------------|
| (委員長) | 岩 本 光 正 | 東京工業大学名誉教授                       |
| (委員)  | 大 隅 慶 明 | 一般社団法人日本電機工業会                    |
|       | 加 藤 有利子 | 一般財団法人電気安全環境研究所                  |
|       | 島 村 正 彦 | 一般社団法人日本電気計測器工業会                 |
|       | 下 川 英 男 | 一般社団法人電気設備学会                     |
|       | 菅 弘史郎   | 電気事業連合会                          |
|       | 西 原 敏 之 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
|       | 馬 場 旬 平 | 東京大学                             |
|       | 藤 原 昇   | 一般社団法人電気学会                       |
|       | 南 裕 二   | 東芝エネルギーシステムズ株式会社                 |
|       | 若 月 壽 子 | 主婦連合会                            |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.3.20 改正：令和 4.8.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.8.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

審 議 委 員 会：電気分野産業標準作成委員会（委員長 岩本 光正）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

|                                | ページ |
|--------------------------------|-----|
| 序文 .....                       | 1   |
| 1 適用範囲 .....                   | 1   |
| 2 引用規格 .....                   | 1   |
| 3 用語及び定義 .....                 | 2   |
| 4 一般 .....                     | 2   |
| 5 環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類 ..... | 3   |
| 5.1 一般 .....                   | 3   |
| 5.2 気象条件 (K) .....             | 3   |
| 5.3 特別な気象条件 (Z) .....          | 5   |
| 5.4 生物的条件 (B) .....            | 6   |
| 5.5 化学的に活性な物質 (C) .....        | 6   |
| 5.6 機械的に活性な物質 (S) .....        | 7   |
| 5.7 機械的条件 (M) .....            | 8   |
| 附属書 A (参考) 化学的に活性な物質 .....     | 9   |
| 参考文献 .....                     | 10  |
| 解 説 .....                      | 12  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 60721-3-1:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 60721-3** 規格群（環境条件の分類－環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類）は、次に示す部で構成する。

- JIS C 60721-3-0** 第 3-0 部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－通則
- JIS C 60721-3-1** 第 3-1 部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－保管条件
- JIS C 60721-3-2** 第 3-2 部：環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類－輸送条件及び取扱い
- JIS C 60721-3-3** 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋内固定使用の条件
- JIS C 60721-3-4** 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋外固定使用の条件
- JIS C 60721-3-5** 第 3-5 部：環境パラメータとその厳しさのグループ別分類－車載機器の条件
- JIS C 60721-3-6** 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類－第 3-6 部：船舶搭載機器の条件
- JIS C 60721-3-7** 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 携帯及び移動使用の条件
- JIS C 60721-3-9** 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類－製品内部の環境条件

# 環境条件の分類—第 3-1 部：環境パラメータ及び その厳しさのグループ別分類—保管条件

## Classification of environmental conditions—Part 3-1: Classification of groups of environmental parameters and their severities—Storage

### 序文

この規格は、2018 年に第 3 版として発行された **IEC 60721-3-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、製品又は包装された製品を保管するときにさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループの分類について規定する。

この規格で規定する環境条件は、製品又は製品の最終的な性能に直接影響を及ぼすものだけに限定し、関係する環境条件だけを考慮する。製品に対する環境条件の影響は、特に規定しない。

火災又は爆発に直接関係する環境条件は含まない。

屋内外での固定使用、携帯及び移動での使用、車載機器及び船舶搭載機器での使用、並びに輸送条件は、**JIS C 60721-3** 規格群の他の規格で規定する。

この規格の目的は、保管中に製品が暴露される可能性のある環境パラメータ及びその厳しさを分類することである。保管した状態での移動及び取扱い並びに輸送は、**JIS C 60721-3-2** で規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60721-3-1:2018**, Classification of environmental conditions—Part 3-1: Classification of groups of environmental parameters and their severities—Storage (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 60721-1** 環境条件の分類—第 1 部：環境パラメータ及びその厳しさ